



第1節 基本理念

基本理念とは、環境の保全及び創造※に向けての根本となる考えのことで、

本計画では、「伊豆の国市環境基本条例」の第3条に規定する基本理念を踏襲します。

※：環境の保全及び創造：公害防止や自然環境の保全だけでなく、水や空気、動植物等の自然を活用することにより、環境にやさしく、潤いと安らぎを感じる快適な生活空間を創り出すこと。

【基本理念】

- 市民が健全で豊かな環境の恵みを受けるとともに、その環境を将来の世代に伝えていきたいと思います。
- 環境への負荷の少ない「持続可能な社会」を構築するため、市・市民・事業者・滞在者が公平な役割分担の下に、互いに協働し、自主的かつ積極的に環境の保全及び創造に関する取り組みを行いましょ。
- 田方平野や狩野川、その周りを囲む中山間地などの豊かな自然環境に恵まれた本市の特性を踏まえつつ、環境への負荷を可能な限り減らし、人と自然とが共生できる循環型社会を構築しましょ。
- 地域の事業活動や日常生活が地球全体の環境にも影響を及ぼしていることを認識し、地球環境の保全を図りましょ。



第2節 望ましい環境像

1 「第2次伊豆の国市総合計画」の「目指す将来像」

市の最上位計画である「第2次伊豆の国市総合計画」では、市が目指す将来像を「ほんわり湯の国、美し国、歴史文化薫る国、未来を拓く伊豆の国」として、この将来像を実現するための7つのまちづくりの基本方針を定め、市の特性を生かした取り組みを進めています。

7つのまちづくりの基本方針のひとつとして「豊かな自然に抱かれる伊豆の国市（自然・生活環境）」が掲げられ、市民にとってかけがえのない財産を保全し、未来にわたって継承していくとともに、環境に配慮した新たな取り組みを進めていくための主要施策などが示されています。

2 望ましい環境像

本計画の望ましい環境像は、以下のように定めます。

「美しい山河さんかを未来につなぐ 持続可能なまち いくのくに」
～みんなで目指そう！ 脱炭素・循環型社会～

狩野川・城山・葛城山などに代表される美しい山河さんかを始めとする恵まれた自然環境を未来の世代につなぎ、将来への希望に満ちた持続可能な住みよい伊豆の国市をつくります。

市民・事業者が自ら考え、協働しながら、
脱炭素社会・循環型社会の実現を目指していきます。

第3節 基本方針

望ましい環境像を実現するため、以下の5つの基本方針を掲げます。

基本方針1 脱炭素社会の実現

気温上昇の原因となる温室効果ガスの排出削減を図るため、2015（平成27）年には国際的な枠組としてのパリ協定の採択、2020（令和2）年には国としての2050年カーボンニュートラルの宣言が行われるなど、地球温暖化対策の積極的な推進が求められています。省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用促進、交通環境の脱炭素化を図るための取り組みを推進し、脱炭素社会の実現を目指します。



基本方針2 循環型社会の推進

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、地球規模での環境問題の深刻化にもつながっています。市民に対するごみの分別への理解促進・分別排出の徹底、事業者への廃棄物の適正処理の啓発を通じて、廃棄物の3R【排出抑制（リデュース）・再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）】を推進し、循環型社会の推進に努めていきます。



基本方針3 自然共生社会の実現

自然環境は一度損なわれると元の状態に回復するまでには長い時間を必要とします。一人ひとりが山や川、森などの自然から多くの恵みを享受していることを認識し、水辺や緑など身近な自然環境の保全・活用を図ることにより、人と自然が共生できるまちづくりを推進します。



基本方針4 安全・安心な生活環境の保全

日常生活や事業活動に伴う騒音や振動、水質汚濁、野外焼却による悪臭、ごみの不法投棄などが発生すると、日々の暮らしの快適さが損なわれてしまいます。市民や事業者がマナーや規則を守るとともに、市は公害等の相談に適切に対応し、啓発活動を推進していくことにより、市民が安全・安心に暮らすことのできる良好な生活環境の保全に努めていきます。



基本方針5 環境教育等の展開

環境問題は人々の社会経済活動がもたらす環境への負荷に起因しています。環境を保全し、持続可能な社会を構築していくためには、環境問題を身近に感じてもらい、理解を深めていくことが大切です。市民、事業者が、自らの生活や活動が環境に与える影響を意識し、環境にやさしい生活や活動を実践できるよう、環境に関する情報発信や環境教育の機会の充実に努めていきます。



第3章 計画の目標

